

No.	ご意見等	協会の考え方
	「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」第3条第4項	
1	<p>「・・・ただし、本協会から登録申請等の申請に必要な書面の原本を提出するように求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。」とありますが、原本は何年保存しておけばよろしいでしょうか。</p> <p>毎年50名程の登録申請を行いますので、何年保存しておくべきか明示していただけたら助かります。</p> <p>例えば、5年間保存しておいたとしたら、それ以降の書面については原本の提出をするよう求められることはないのでしょうか。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>ご意見をいただいた点について、保存期間を定めることといたします。</p> <p>「登録申請等の申請後5年間保存するものとする」と定め、第5項を新設し、以下順次繰り下げます。</p>